

平成27年5月25日

各 位

会 社 名 マルハニチロ株式会社 代表者名 代表取締役社長 伊藤 滋 (コード:1333、東証第1部) 問合せ 広報IR部長 坂本 透 (TEL.03-6833-0826)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第71期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

発行済の第一種優先株式の全部を平成27年3月30日に消却したことに伴い、当該優先 株式に関連する規定を削除するため、所要の変更を行うものであります。

- 2. 定款変更の内容 変更内容は別紙のとおりであります。
- 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 27 年 6 月 25 日 (木)定款変更の効力発生日平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|------------------------------|---------------------------------|
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| | |
| (発行可能株式総数) | (発行可能株式総数) |
| 第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億 | 第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億 |
| 1,960万株とし、このうち1億1,895万7,000 | <u>1, 895万7, 000株</u> とする。 |
| 株は普通株式、64万3,000株は第一種優先 | |
| <u>株式</u> とする。 | |
| (自己の株式の取得) | (自己の株式の取得) |
| 第7条(条文省略) | 第7条(現行どおり) |
| ② (条文省略) | ②(現行どおり) |
| ③ 当会社が自己の株式を取得または消 | (削除) |
| <u>却するときは、普通株式または第一種優先</u> | |
| <u>株式のうち、いずれか一または複数の種類</u> | |
| <u>につき行うことができる。</u> | |
| (単元株式数) | (単元株式数) |
| 第8条 当会社の <u>普通株式および第一種優先</u> | 第8条 当会社の <u>株式</u> の単元株式数は、100株 |
| <u>株式</u> の単元株式数は、100株とする。 | とする。 |
| 第9条~第11条(条文省略) | 第9条~第11条(現行どおり) |
| | |
| 第3章 第一種優先株式 | (削除) |
| | |
| <u>(第一種優先配当金)</u> | (削除) |
| 第 12 条 当会社は、第 47 条に定める金銭によ | |
| <u>る剰余金の配当を行うときは、第一種優</u> | |
| <u> </u> | |
| 株主」という。)または第一種優先株式の | |
| <u>登録株式質権者(以下「第一種優先登録</u> | |
| 株式質権者」という。)に対し、普通株式 | |
| <u>を有する株主(第3章では「普通株主」</u> | |
| という。) または普通株式の登録株式質権 | |

| 現行定款 | 変更繁 |
|---|------|
| 者(以下「普通登録株式質権者」という。) | |
| | |
| に先立ち、第一種優先株式1株につき年 200 円ま ト間トレス・米試第一種原生性 | |
| 200円を上限として、当該第一種優先株 | |
| 式の発行に際し、取締役会の決議で定め | |
| る額の剰余金の配当(以下「第一種優先 | |
| 配当金」という。)を支払う。 | |
| ② ある事業年度において、第一種優先 | |
| 株主または第一種優先登録株式質権者に | |
| 対して支払う剰余金の配当の額が第一種 | |
| <u>優先配当金の額に達しないときは、その</u> | |
| 不足額は翌事業年度に累積しない。 | |
| ③ 第一種優先株主または第一種優先登 | |
| <u>録株式質権者に対しては、第一種優先配</u> | |
| <u>当金の額を超えて配当を行わない。</u> | |
| _(第一種優先中間配当金)_ | (削除) |
| 第 13 条 当会社は、第一種優先株主または第 | |
| 一種優先登録株式質権者に対して、中間 | |
| 配当を行わない。 | |
| (第一種優先配当金の除斥期間) | (削除) |
| 第14条 第48条の規定は、第一種優先配当金 | |
| の支払についてこれを準用する。 | |
| (第一種優先株主に対する残余財産の分配) | (削除) |
| 第 15 条 当会社の残余財産を分配するとき | |
| は、第一種優先株主または第一種優先登 | |
| <u>録株式質権者に対し、普通株主または普</u> | |
| 通登録株式質権者に先立ち、第一種優先 | |
| 株式 1 株につき 10,000 円を支払う。 | |
| ② 第一種優先株主または第一種優先登 | |
| <u>録株式質権者に対しては、前項のほか、</u> | |
| 残余財産の分配は行わない。 | |
| (第一種優先株式の消却等) | (削除) |
| 第16条 当会社は、いつでも第一種優先株式 | |
| <u>を取得し、これを保有し、当該取得価額</u> | |
| により消却することができる。 | |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---------------------------------|-------|
| ② 前項に基づく第一種優先株式の取得 | |
| または消却は、いずれか一または複数の | |
| 種類につき行うことができる。 | |
| (第一種優先株主の議決権) | (削除) |
| 第 17 条 第一種優先株主は、株主総会におい | |
| て議決権を有しない。 | |
| _(第一種優先株式の併合または分割、募集株式 | (削除) |
| の割当てを受ける権利等) | |
| 第 18 条 当会社は、第一種優先株式について | |
| 株式の併合または分割を行わない。 | |
| ② 当会社は、第一種優先株主に対し、 | |
| 募集株式および募集新株予約権の割当て | |
| を受ける権利もしくは募集新株予約権付 | |
| 社債の割当てを受ける権利を与えない。 | |
| _(第一種優先株式の取得請求権)_ | (削除) |
| 第19条 第一種優先株主は、当該第一種優先 | |
| 株式を取得することを請求することがで | |
| きる期間(以下「第一種優先株式取得請 | |
| <u>求期間」という。)中、当会社に対して当</u> | |
| 該第一種優先株式の取得を請求すること | |
| <u>ができる。その場合、当会社は、当該第</u> | |
| <u>一種優先株式1株を取得するのと引換え</u> | |
| に下記の条件で普通株式を交付する。 | |
| 1. 取得を請求し得べき期間 | |
| 第一種優先株式の取得を請求し得べ | |
| <u>き期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成</u> | |
| <u>27 年 3 月 24 日までとする。</u> | |
| <u>2.取得の条件</u> | |
| 第一種優先株式は、上記1. の期間 | |
| 中、1株につき取得価額 2,070円によ | |
| り、当会社の普通株式を交付すること | |
| <u>ができる。</u> | |

変更案

3. 取得により発行すべき普通株式数 第一種優先株式の取得により発行す

べき当会社の普通株式数は、次の通り とする。

取得によ

第一種優先株主 が取得請求のた

 り発行す

 べき普通

 一種優先性まの

一種優先株式の

<u>株式数</u> 発行価額の総額

取得価額2,070円

取得により発行すべき普通株式数の 算出にあたっては、1株未満の端数が 生じたときは、これを切り捨てる。

4. 取得の請求により発行する株式の内 <u>容</u>

当社普通株式

(第一種優先株式の取得条項)

(削除)

第20条 当会社は、第一種優先株式取得請求 期間中に取得の請求のなかった第一種優 先株式を、同期間の末日の翌日(以下「第 一種優先株式一斉取得基準日」という。) をもって取得する。その場合、第一種優 先株式1株の払込金相当額を第一種優先 株式一斉取得基準日に先立つ 45 取引日 目に始まる30取引日の株式会社東京証 券取引所における当会社の普通株式の 普通取引の毎日の終値(気配表示を含 む。)の平均値(終値のない日数を除く。) で除して得られる数の普通株式を当該第 一種優先株主に対して交付する。ただし、 平均値の計算は、円位未満小数第1位ま で算出し、その小数第1位を切り上げる。 この場合、当該平均値が取得価額 2,070 円を下回るときは、第一種優先株式1株 の払込金相当額を取得価額 2,070 円で除 して得られる数の普通株式となる。

| 現行定款 | 変 更 案 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| ② 前項の普通株式数の算出にあたって | |
| 1株に満たない端数が生じたときは、会 | |
| 社法に定める株式併合の場合の 1 に満た | |
| ない端数の処理の規定に準じてこれを取 | |
| <u>扱う。</u> | |
| | |
| 第 <u>4</u> 章 株主総会 | 第 <u>3</u> 章 株主総会 |
| | |
| 第 <u>21 条</u> (条文省略) | 第 <u>12</u> 条(現行どおり) |
| (定時株主総会の基準日) | (定時株主総会の基準日) |
| 第 <u>22</u> 条(条文省略) | 第 <u>13</u> 条(現行どおり) |
| ② 定時株主総会の決議事項のうち、当 | (削除) |
| 該決議のほか種類株主総会の決議を必要 | |
| とするものがある場合における当該種類 | |
| 株主総会の議決権の基準日については前 | |
| 項の規定を準用する。 | |
| 第 <u>23 </u> 条~第 <u>24</u> 条(条文省略) | 第 <u>14</u> 条~第 <u>15</u> 条(現行どおり) |
| (決議の方法) | (決議の方法) |
| 第 <u>25 条</u> (条文省略) | 第 <u>16 条</u> (現行どおり) |
| ② 会社法第309条第2項 <u>および同法第</u> | ② 会社法第309条第2項に定める決議 |
| <u>324条第2項</u> に定める決議は、議決権を行 | は、議決権を行使することができる株主 |
| 使することができる株主の議決権の3分 | の議決権の3分の1以上を有する株主が |
| の 1 以上を有する株主が出席し、その議 | 出席し、その議決権の3分の2以上をも |
| 決権の3分の2以上をもって行う。 | って行う。 |
| 第 <u>26 条</u> (条文省略) | 第 <u>17</u> 条(現行どおり) |
| _(種類株主総会)_ | (削除) |
| 第27条 第23条、第25条第1項および第26 | |
| 条の規定は、種類株主総会にこれを準用 | |
| <u>する。</u> | |
| | |

第 4 章 取締役および取締役会

第 18条~第 26条 (現行どおり)

第 <u>5</u> 章 取締役および取締役会

第 <u>28 </u>条~第 <u>36 </u>条(条文省略)

| 現 行 定 款 | 変更案 |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| 第 <u>6</u> 章 監査役および監査役会 | 第 <u>5</u> 章 監査役および監査役会 |
| 第 <u>37</u> 条~第 <u>43</u> 条(条文省略) | 第 <u>27</u> 条~第 <u>33</u> 条(現行どおり) |
| 第 <u>7</u> 章 会計監査人 | 第 6 章 会計監査人 |
| 第 <u>44</u> 条~第 <u>45</u> 条(条文省略) | 第 <u>34</u> 条~第 <u>35</u> 条(現行どおり) |
| 第 <u>8</u> 章 計 算 | 第 <u>7</u> 章 計 算 |
| 第 <u>46</u> 条~第 <u>48</u> 条(条文省略) | 第 <u>36</u> 条~第 <u>38</u> 条(現行どおり) |